

# 教職員の非違行為に係る公表ガイドライン（案）等について

教育総務課

## 1 目的

県教育委員会は、懲戒処分を行った際の公表に加え、教職員の非違行為の把握と確認をした段階の公表についてガイドラインとして定め、明らかにすることにより、行政機関としての説明責任を果たし、もって県民の信頼に応える透明性の高い教育行政を確立する。

## 2 策定する公表ガイドライン等

- (1) 「教職員の非違行為に係る公表ガイドライン」（別紙1）  
教職員の非違行為の事実や内容等を県民等に公表するための基準
- (2) 「教職員の非違行為に係る公表ガイドライン」の運用に当たっての留意事項（別紙2）  
ガイドラインの運用に当たっての基本姿勢等
- (3) 「懲戒処分等の指針」の一部改正（別紙3）  
ガイドライン策定に伴い、「懲戒処分等の指針」の公表に係る部分を削除

## 3 適用日

平成 25 年 5 月 30 日

※公表ガイドラインの対象となる非違行為は、適用日以降に発生した事案とする。

## 【参考】

### ○教職員の不祥事に係る公表ガイドライン検討会議（五十音順・敬称略）

座長 又坂 常人（信州大学大学院法曹法務研究科長）  
委員 伊藤 亜希子（弁護士）  
委員 服部 孝章（立教大学社会学部メディア社会学科教授）  
委員 山崎 弘道（長野県PTA連合会会長）

### ○検討会議開催状況

第1回 平成 25 年 2 月 28 日  
第2回 平成 25 年 3 月 18 日  
第3回 平成 25 年 3 月 28 日  
第4回 平成 25 年 5 月 27 日

## 教職員の非違行為に係る公表ガイドライン（案）

平成 25 年 5 月 30 日

長野県教育委員会

## 第 1 趣旨

このガイドラインは、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の任命した教職員が、非違行為により地方公務員法に基づく懲戒処分等を受け、または受けるべき場合において、その事実や処分内容等を県民に対して明らかにし、行政機関としての説明責任を全うするとともに、県民の信頼に応える透明性の高い教育行政を確立するため、その公表基準等について定めるものとする。

## 第 2 公表基準

公表は、次の基準により行う。

## 1 懲戒処分等後公表

次の場合には、教育委員会は速やかに公表する。

- (1) 教職員による非違行為について、教育委員会が地方公務員法の規定に基づき懲戒処分を決定したとき
- (2) 刑事事件で起訴された場合において、教育委員会が地方公務員法の規定に基づき分限休職処分を行ったとき
- (3) 指導上の措置（訓諭、嚴重注意、口頭注意）について、社会的影響その他の事情に鑑み、教育委員会において公表すべきであると判断したとき

## 2 懲戒処分前公表

懲戒処分の対象となるべき次の非違行為について、教育委員会が事案の把握と確認をした段階で速やかにその旨を公表する。

- (1) 教育委員会の「懲戒処分等の指針」第 3 標準例「1 児童生徒に対する非違行為関係」に定める「わいせつな行為等」及び「体罰」の項目に該当すると教育委員会が判断した非違行為
- (2) 飲酒運転その他重大な非違行為

## 第 3 公表内容等

## 1 懲戒処分等後公表

(1) 公表は、懲戒処分等の決定後、教育委員会が行う。

(2) 公表する内容

## ア 懲戒免職の場合

- (ア) 被処分者の氏名、学校名、職名、年齢、性別
- (イ) 処分の内容
- (ウ) 処分の時期
- (エ) 処分の事由
- (オ) 既に懲戒処分前に公表をした事案については、その事実

## イ 懲戒免職以外の場合

- (ア) 被処分者の校種等、職位、年齢、性別
- (イ) ~ (オ) アに同じ

この場合の校種等とは、事務局（本庁）、現地機関、学校以外の教育機関、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の別をいう。

また、小学校、中学校及び高等学校にあつては、東信・南信・中信・北信の地区別を付すこととする。

(3) 公表内容の例外

ア 公表の内容により被害者等が特定される可能性があり、被害者等の権利・利益を保護する必要があると認められる場合は、教育委員会は公表に際して適切な措置を取るものとする。

イ 懲戒免職以外の処分であっても、社会的影響が大きな事件で、逮捕・起訴等により氏名等が公にされている場合は、被処分者の氏名及び学校名等についても公表する。

ウ 上記ア及びイを行う場合は、その理由を明確にする。

(4) 公表の方法

会見等を開催し、発表資料により公表する。

2 懲戒処分前公表

(1) 公表は、教育委員会が非違行為の事案の把握と確認をしたとき、教育委員会が行う。

ただし、県費負担教職員の非違行為については、市町村教育委員会と連携して行うものとする。

(2) 公表する内容

ア 事件・事故の概要

イ 発生時期

ウ 教職員の校種等、職位、年齢、性別

(3) 公表内容の例外

ア 公表の内容により被害者等が特定される可能性があり、被害者等の権利・利益を保護する必要があると認められる場合は、教育委員会は公表に際して適切な措置を取るものとする。

イ 社会的影響が大きな事案で逮捕・起訴等により氏名等が公にされている場合は、必要に応じて教職員の氏名及び学校名等についても公表する。

ウ 警察が事情聴取等の捜査を行っており捜査の支障となる場合は、公表しない。

ただし、支障がなくなったときは公表する。

エ 上記ア、イ及びウを行う場合は、その理由を明確にする。

(4) 公表の方法

会見等を開催し、発表資料により公表する。

## 第4 その他

1 教職員による非違行為が発生したとき、校長及び市町村教育委員会は、速やかに教育委員会に所定の報告を行うとともに、適切に保護者説明会等を行い、児童生徒の動揺を鎮め、保護者との情報共有を図るものとする。

また、教育委員会は、校長及び市町村教育委員会と連携を図り、ガイドラインの円滑な運用に努めるものとする。

2 教育委員会は、学校の教育活動に支障が生じないように、必要に応じ報道機関に十分な配慮を要請する。

「教職員の非違行為に係る公表ガイドライン」  
の運用に当たっての留意事項（案）

運用に当たっての基本姿勢

- 1 積極的な情報開示に努め、公表しない内容がある場合は理由を示すこと。
- 2 事実の確認を踏まえて、迅速な対応に努めること。
- 3 公表による二次被害を招くことのないよう努めること。特に被害者の保護に努めること。
- 4 市町村教育委員会、学校との役割分担を踏まえた対応と緊密な連携に努めること。
- 5 このガイドラインの周知と適切な運用に努めること。

≪第2 公表基準≫関係

- 1（3）「指導上の措置」に係る公表について  
報道等により県民の関心が高まっているなど社会的影響の大きい事案について公表するものとする。
- 2の前文「教育委員会が事案の把握と確認をした段階」について  
教育委員会が、非違行為の事実を把握し、これを教職員本人等から確認できた段階であり、その時期は個々の事案による。  
なお、教職員が逮捕された場合は、その事実が判明したとき。
- 2（2）「飲酒運転その他重大な非違行為」について  
飲酒運転その他2（1）に掲げるもの以外で教育委員会が公表を相当と認める重大な非違行為。（例えば窃盗、強盗、詐欺など）

≪第3 公表内容等≫関係

- 1（3）ア及び2（3）ア「公表に際して適切な措置」について  
教育委員会が公表する内容等により被害者等が特定され、二次被害の可能性がある判断した場合は、氏名及び学校名等を校種及び職位等に替えるなど配慮するものとする。  
なお、この場合においては、公表しない理由を丁寧に説明する。
- 1（3）イ及び2（3）イ「社会的影響が大きな事件（事案）」について  
非違行為の内容が重大であり県民に対する説明が必要であると教育委員会が判断した事件（事案）。（例えば、窃盗、強盗、詐欺など）
- 1（3）イ及び2（3）イ「氏名等が公にされている場合」について  
警察により公表されている場合又は報道機関により報道されている場合をいう。

○ 2 (1) 「事案の把握と確認をしたとき」について

第2の2「教育委員会が事案の把握と確認をした段階」と同じ。

○ 2 (1) 「市町村教育委員会と連携」について

県費負担教職員の非違行為については、教育委員会と市町村教育委員会及び当該学校が連携を図り公表するものとする。特に、逮捕により氏名等が公にされている場合は、服務監督権のある市町村教育委員会が主体となって公表することを基本として連携を図る。

なお、市町村教育委員会が採用した県費負担教職員以外の教職員の非違行為については、市町村教育委員会において、このガイドラインの趣旨に基づき適切な措置を取るよう要請する。

○ 2 (3) イ「必要に応じて」について

当該教職員から確認が取れない場合又は容疑を否認している場合においては、教育委員会の判断により氏名等の公表を行わない。

○ 2 (3) ウ「捜査の支障となる場合」について

事案の内容を公表することにより、警察の捜査に影響を生じ、事実の解明や認定が妨げられる場合をいう。

《第4 その他》関係

○ 2 「必要に応じ報道機関に十分な配慮を要請する」について

氏名等を公表する意義は、教職員の服務規律を確保し自覚を促すとともに再発防止に資すること、また、事実を詳らかにして説明責任を果たすことであるが、その意義に比して被害者等の保護がより重要であると教育委員会が判断した場合には、報道の自由や県民の知る権利等も斟酌しながら、その理由を十分説明したうえで、報道機関へ必要な対応（児童生徒への取材方法等を含む）を要請する。

《その他の留意事項》

- 1 公表に当たっては、非違行為が生じた背景や原因などについても可能な限り説明に努め、教職員や学校などと情報を共有しながら再発防止に資する。
- 2 このガイドラインを運用するに当たっては、市町村教育委員会や学校に趣旨を十分周知する。
- 3 学校に係る事件・事故等については、学校ごとに定める危機管理マニュアル等により対応する。
- 4 運用に伴い、課題等が判明した場合は、随時ガイドラインの見直しを行う。

## 懲戒処分等の指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p data-bbox="524 496 786 528">懲戒処分等の指針</p> <p data-bbox="607 592 1066 767">(平成 18 年 11 月 20 日一部改正) (平成 23 年 3 月 18 日一部改正) (平成 25 年 1 月 24 日一部改正) <u>(平成 25 年 5 月 30 日一部改正)</u></p> <p data-bbox="237 836 367 868">はじめに</p> <p data-bbox="271 884 1088 1155">この指針は、職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を行った場合の懲戒処分等の目安としての標準的な量定を明らかにすることにより、職員に公務員としての自覚を求めるとともに、もって教育に携わる職員の非違行為の防止・抑制を図ることを目的としております。</p> <p data-bbox="237 1267 461 1299">第 1～第 4 略</p> <p data-bbox="300 1362 842 1394">※「第 5 公表基準」について全削除</p>	<p data-bbox="1397 496 1659 528">懲戒処分等の指針</p> <p data-bbox="1480 592 1939 719">(平成 18 年 11 月 20 日一部改正) (平成 23 年 3 月 18 日一部改正) (平成 25 年 1 月 24 日一部改正)</p> <p data-bbox="1111 836 1240 868">はじめに</p> <p data-bbox="1144 884 1962 1203">この指針は、職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を行った場合の懲戒処分等の目安としての標準的な量定<u>及び懲戒処分等を行った場合の公表の基準</u>を明らかにすることにより、職員に公務員としての自覚を求めるとともに、もって教育に携わる職員の非違行為の防止・抑制を図ることを目的としております。</p> <p data-bbox="1111 1267 1335 1299">第 1～第 4 略</p> <p data-bbox="1111 1362 1335 1394"><u>第 5 公表基準</u></p>